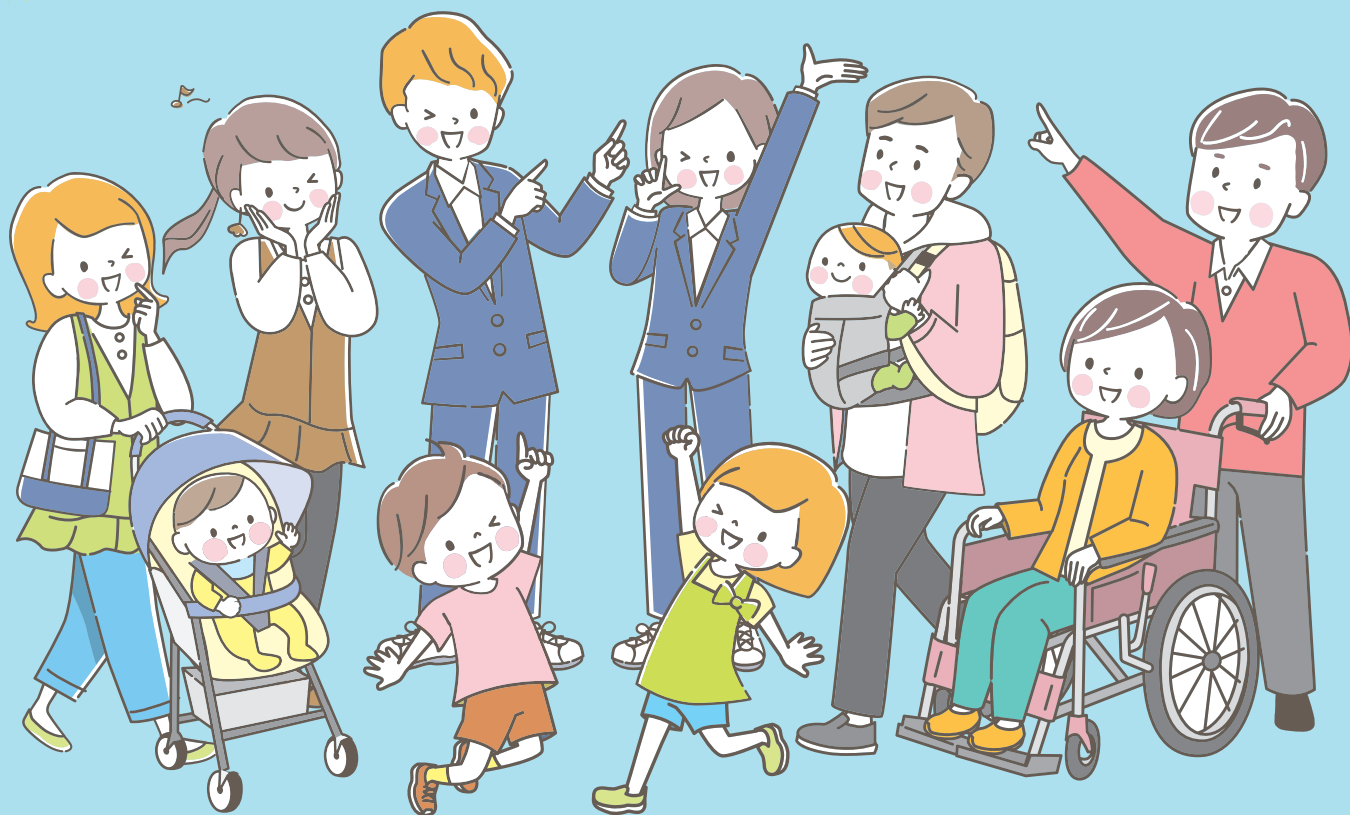


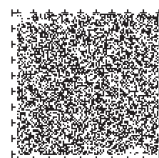
概要版

久留米市子ども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年9月
久留米市



策定の目的

- ▶ 令和5年4月1日に施行されたこども基本法では、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。
- ▶ 本市においても、少子化が進む中、誰もが安心して子育てができ、全てのこども・若者が夢や希望をもって健やかに成長することができる環境の整備を目指し、こども施策・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するためのマスタープランとして、本計画を策定します。

期 間

- ▶ 令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間としています。

対 象

- ▶ 全てのこども・若者と子育て当事者を対象とします。

こども基本法を踏まえ、原則、「こども」とは0歳から18歳未満、若者とは18歳から40歳未満としますが、必要な支援が一定の年齢で途切れないよう、法令等の定めがある場合を除いて、柔軟に対応します。

また、法令等で規定されている名称や市の事業名称などとして使用する場合を除いて、ひらがな表記の「こども」を使用します。

策定の進め方

様々な場や方法で、多くの人たちの意見を聴きながら、計画を策定しました。

● アンケート調査

子ども・子育て支援の利用状況や今後の利用希望を把握するための調査、子どもや保護者の生活実態を把握するための調査、ひとり親家庭の状況や要望を把握するための調査、ヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施し、必要な支援策の検討及び本計画の策定に活用しました。

● ワークショップ

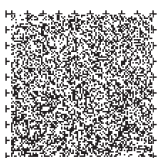
計画にこども・若者の意見を反映させるため、小学4年生から39歳までのこども・若者を対象にワークショップを実施しました。

● グループインタビュー

こども・若者・子育ての実態や課題等を把握し、施策等を検討するため、こども・若者・子育て支援に関わる関係団体にインタビューを実施しました。

● 子ども・子育て会議

学識経験者やこども・若者に関わる関係団体等の代表者が委員となり、計画の内容について議論しました。



基本理念

こどもの笑顔があふれるまちづくり

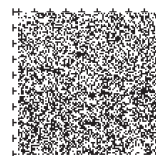
● 基本視点 ●

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図り、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の結婚や子育ての希望がかなえられるようにする
- 6 こどもや若者、子育て当事者が夢や希望を持つことができるよう、こども・若者、子育てをみんなで支える

成果指標

成果指標	現状値 令和6年度	目標値 令和11年度
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学6年生▲1.6% 中学3年生▲3.1%	全国平均以上
困っていることや悩みごとを相談できる人がいるこどもの割合	93.9%	96.0%
子育てしやすいまちと思う人の割合	72.0%	80.0%
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合	64.4%	80.0%

※他にも取組や現状を把握する指標を設定しています。



施策の内容

基本目標1 こども・若者の権利を保障する

施策の方向性

(1) こども・若者の権利を大切にす取組の推進

- こども・若者の当事者から意見を聴きながら施策を進めるとともに、周りの大人も、そのことを認識して取り組むよう、啓発に努めます。

(2) こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保

- こども・若者ととも社会をつくるという認識のもと、こども・若者が、安心して意見を述べる場や社会づくりに参画できる機会を確保していきます。

主な取組

- 「こどもの権利」に関する周知啓発
- こどもの権利等啓発事業
- こどものSOSの出し方教育
- こども・若者を対象としたワークショップ

基本目標2 全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できる

施策の方向性

(1) こどもの成長を支える環境の整備

- こどもが自己肯定感を高めることができる環境を整えるとともに、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支援していきます。

(2) 若者の社会的自立を支える取組の推進

- 若者が夢や希望をもってライフイベントの選択ができる取組を進めるとともに、悩みや不安を抱える若者に対する相談支援体制の充実を図ります。

(3) こども・若者の居場所づくりの推進

- こども・若者の主体性を大切にしながら、地域でのこども・若者の居場所づくりなどに取り組みます。

(4) 出会い・結婚支援の推進

- 多様な価値観・考え方を尊重しつつ、結婚したいと望んだ時に実現できるように、出会いの機会の創出や経済的な支援などを行います。

主な取組

- 学童保育事業
- こどもが相談できる窓口
- こどもの文化芸術体験機会創出
- プレコンセプションケア
- 若者相談支援事業
- こども食堂事業
- 若者の居場所づくり

基本目標3 安心して生み育てられる

施策の方向性

(1) 妊娠・出産に対する支援

- 専門的な相談体制の充実や、医療機関等との連携による産前・産後の支援サービスの提供を行います。

(2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実

- 子育て家庭の状況やこどもの成長や発達の段階等に応じ、切れ目のない総合的な支援に取り組むとともに様々な保育サービスの充実を図ります。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

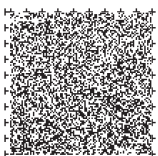
- 幼児教育・保育のニーズに対応したサービスの提供や質の高い幼児教育・保育の取組を進めます。また、障害の有無に関わらずこども達が成長できる環境の整備を進めます。

(4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

- 各種手当や医療費助成等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組めます。

主な取組

- 妊婦健康診査事業
- 産後ケア事業
- 乳幼児健康診査事業
- エンゼル支援訪問事業
- 病児保育事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 放課後等デイサービス
- 保育人材の確保
- 多様なニーズに対応した保育の実施
- 保育料等負担の軽減
- 子ども医療費の助成



基本目標4 こどもの健やかな育ちを守る

施策の方向性

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

- ひとり親家庭や障害、慢性疾患のあるこどもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭などに対する支援に取り組みます。

(2) こどもの貧困対策の推進

- 生まれ育った環境に関係なく、こども達が社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、支援に取り組みます。

(3) 児童虐待の防止

- 要保護児童対策地域協議会の取組を中心に、地域や関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。

(4) 困りごとを抱えるこどもへの支援

- 悩みや困りごとを抱えるこどもの視点に立った支援に取り組みます。また、非行の未然防止や健全育成のための取組を実施していきます。

主な取組

- 障害児保育の推進
- ひとり親サポートセンター事業
- 多胎育児の産前産後サポート
- 外国人の相談支援
- 医療的ケア児支援事業
- 養育費確保支援事業
- 子どもの学習・生活支援事業
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- 要保護児童対策地域協議会
- ヤングケアラーへの支援

基本目標5 こども・若者・子育てを支え合う

施策の方向性

(1) 地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進

- 地域で支え合う活動の促進を図るとともに、地域の多様な主体と協働した取組を進めます。また、地域とのつながりの中で子育てなどができる環境づくりに取り組みます。

(2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進

- こども、若者や子育て中の保護者などが交流できる場の提供や、当事者間の交流・相互扶助を促す取組を推進します。また、地域におけるこども・若者や子育て家庭の居場所づくりなどに取り組みます。

(3) 子育てと仕事の両立の促進

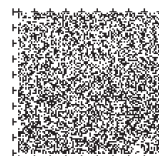
- ワーク・ライフ・バランスや子育てと仕事の両立に関する広報・啓発、取組を進める事業所への支援などを通じて、子育てと仕事の両立促進を図ります。

(4) 結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化

- 結婚や出産・子育てについて社会全体の理解や支援の気運醸成を図ります。また、結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発や、支援が必要な人に届くような情報提供に取り組みます。

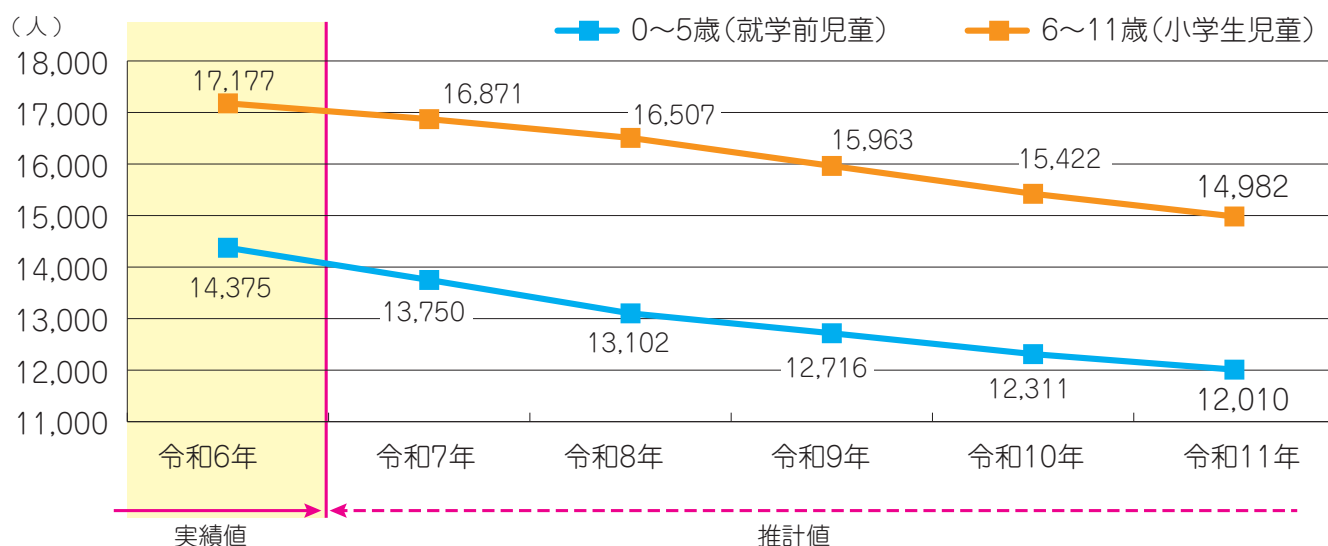
主な取組

- すくすく子育て21事業
- 校区青少年育成協議会活動の支援
- 子ども会活動の支援
- 仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰（雇用優良事業所表彰事業）
- しごと相談カフェ事業
- ワーク・ライフ・バランス促進事業
- 赤ちゃんの駅登録事業



児童人口の推計

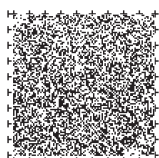
▶ 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の前提となる就学前児童・小学生児童の人口について、コーホート変化率法をもとに推計します。



幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容

▶ 少子化の影響とこれまでの取り組みにより、全ての区域・年齢で量の見込みに対して定員数が上回ると見込んでいます。区域・認定区分毎の児童数の推移や幼児教育・保育の需給状況を考慮のうえ、実績に応じて、適切に定員設定を行うよう促してまいります。

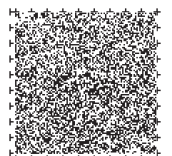
		令和7年度		令和11年度		
		量の見込み	対応策	量の見込み	対応策	
幼児教育のみ		1,281	3,435	1,065	3,456	
保育の必要性あり	3～5歳児	幼児教育の利用希望が強い		773		672
		上記以外	4,890	5,689	4,048	5,592
	0歳児		1,085	1,019	1,030	1,083
	1歳児		1,531	1,630	1,366	1,650
	2歳児		1,570	1,819	1,333	1,846



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

▶ 子ども・子育て支援法等に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業のニーズ量の算出及び対応策を設定します。

事業名	単位	令和7年度		令和11年度	
		量の見込み	対応策	量の見込み	対応策
子育て世代包括支援事業	か所	1	1	1	1
延長保育事業	人	2,804	2,804	2,420	2,420
学童保育事業	人	5,106	3,892	4,450	4,453
子育て短期支援事業	人日	358	358	401	401
新生児及び妊産婦訪問指導事業	人	1,978	1,978	1,907	1,907
エンゼル支援訪問事業 (専門的訪問支援)	人回	34	34	33	33
家事・育児訪問支援事業	件	822	822	746	746
エンゼル支援訪問事業 (産前産後ヘルパー派遣)	人回	1,428	1,428	1,377	1,377
児童育成支援拠点事業	実施について検討				
親子関係形成支援事業	実施について検討				
地域子育て支援センター事業、子育て交流プラザ事業、児童センター事業、つどいの広場事業	人/月	8,519	8,519	7,758	7,758
一時保育事業(幼稚園型)	人	113,731	113,731	96,595	96,595
一時保育事業(幼稚園型を除く)等	人日	6,633	6,633	5,634	5,634
病児保育事業	人日	5,255	15,423	4,646	15,451
ファミリー・サポート・センター事業	件	510	510	453	453
妊婦健康診査事業	回	23,052	23,052	22,224	22,224
副食費補足給付事業	費用の一部を助成				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	参入や能力活用を検討				
要保護児童対策地域協議会事業	設置				
妊婦等包括支援事業	回	4,034	4,034	3,889	3,889
乳児等通園支援事業	実施について検討				
産後ケア事業	人回	957	957	922	922





久留米市

久留米市こども計画（概要版）

令和7年9月

発行：久留米市 子ども未来部 子ども政策課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

TEL：0942-30-9227 FAX：0942-30-9718

